
第2部 基本計画



日本国憲法では、すべての基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。人は誰もが、現在も、そして将来も、あらゆる場・機会において平等であり、個人としての尊厳を認められています。

基本的人権の1つである「男女の平等」についても、国は、労働基準法の改正や男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法の制定などの法整備を進め、その実現に努めています。しかし、「男は仕事、女は家事・育児・介護」という固定的な性別役割分業意識やジェンダー（社会的性別）による不平等は根強く残っており、男女共同参画社会の実現を妨げる要因になっています。

浦安市においては、固定的な性別役割分業をなくしていこうという意識は高くなっています。しかし、実態としては、性別役割分業によって市民生活が営まれている様子が見えられます。また、女性の20人に1人が配偶者やパートナーから命の危険を感じるほどの暴力を受けた経験があるなど、男女がともにお互いの人権を尊重し合うことについて十分に理解されていない状況がみられます。職場や政治の場、社会全体に対しては、男性のほうが優遇されているという意識が強い傾向もあります。

このような状況を踏まえ、浦安市では、21世紀の浦安市にふさわしい男女共同参画社会を次のように考えました。

- ◆ 男女の人権が互いに尊重され、性別によって差別されることがなく、すべての人がともに生きることができる社会。
- ◆ 女性も男性も、経済的、生活的、精神的に自立するとともに、地域の助け合いのもとで、安心して自分らしく暮らしていける社会。
- ◆ 女性も男性も、家庭や職場、地域社会の一員としての役割を果たし、意思決定の場に参加することができ、その喜びとあわせ、責任もともに果たしていく社会。

2

基本理念とその考え方

浦安市では、21世紀にふさわしい男女共同参画社会を実現するために、下記のとおり、3つの考え方に基づく基本理念を掲げました。

ひと ひと
女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす

◆ 3つの考え方

① 男女の人権尊重・擁護

すべての市民がともにかがやいて生きる社会を築くには、男女がともに一人の人間として、互いの人権を尊重しあうことが大切です。そのため、男女の人権にかかわる意識啓発を促進し、あらゆる分野における性別による差別の解消や暴力の根絶に向け、男女の人権尊重・擁護に努めます。

② ジェンダー（社会的性別）における平等

すべての市民がともにかがやいて生きる社会を築くには、固定的な性別役割分業意識をはじめとするジェンダー（社会的性別）を解消し、男女がともに一人の人間として、自らの意思で、経済的・生活的・精神的に自立することが大切です。そのため、家庭・地域・職場などあらゆる分野における男女共同参画の実現をめざし、ジェンダー（社会的性別）における平等に努めます。

③ 女性のエンパワーメント

すべての市民がともにかがやいて生きる社会を築くには、男女がともに一人の人間として、個性や能力を発揮できる多様な選択肢が用意され、社会に参画できる環境を整えることが大切です。そのため、女性が自らの意識や能力を高め、自らの意思により、政策・方針など意思決定の場に参画できるよう、女性のエンパワーメントに努めます。

プランでは、主要課題を踏まえて、次の5つの目標を掲げました。浦安市は、これらの目標を達成できるよう、施策・事業を総合的、計画的に推進します。

目標Ⅰ 生涯にわたる男女平等観にたった人間形成の推進

「女子差別撤廃条約」は、固定的な性別役割分業と、そういうあり方を肯定する性別役割分業意識が性差別の根源であることに言及した画期的な内容であると、世界的にも高く評価されています。

今日では、この「女子差別撤廃条約」を踏まえて、ジェンダー（社会的性別）を解消し、女性でなければ、あるいは男性でなければできないとされる領域をなくしていくことが、男女平等の実現に向けた国際的な流れとなっています。

日本では、性別役割分業は、長い間営まれてきた暮らしのあり方であるため、男女それぞれの特性に基づいていると思われがちです。しかし、実際には、1950年代～60年代の高度経済成長期に定着したあり方であるといわれています。今日では、日本においても、多様な暮らし方への理解が進み、性別役割分業は男女の特性ではなく、ジェンダー（社会的性別）であることが認識されるようになりました。

浦安市においても、21世紀の浦安市にふさわしい男女共同参画社会を実現するため、性別役割分業による問題を正しく理解し、ジェンダー（社会的性別）における平等の実現に向けた意識づくりが必要です。年齢や性別にかかわらず、誰もが学習を通じて視野を広めていくことは、一人ひとりの意識改革につながります。ジェンダー（社会的性別）における平等の意識を高めるうえでも、生涯学習・学校教育の果たす役割は非常に重要です。

目標Ⅰでは、男女平等に関する情報の収集・提供・発信、講座等の学習の場の提供、学校教育の場での男女平等観の育成など、生涯にわたるあらゆる機会に、ジェンダー（社会的性別）における平等に向けた意識の醸成に努めます。

方針 1. 男女平等に向けた社会的気運の醸成

方針 2. 生涯にわたる男女平等教育の推進

方針 3. 学校等における男女平等教育の推進

目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援の促進

1993年（平成5年）、ウィーンで開催された国連の「世界人権会議」において、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられました。また、第48回国連総会においても、DVやセクシュアル・ハラスメントの根絶を訴える「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

DVやセクシュアル・ハラスメントは、「パワー（力）」と「コントロール（支配）」による関係といわれ、暴力を用いて弱い立場のものを支配し、一方的に自分の欲求を満たそうとするもので、女性が被害を受けることが圧倒的に多くなっています。DVやセクシュアル・ハラスメントについての認識を深め、女性の人権を尊重する意識を育むとともに、人権が侵害されたときの救済対策を整備するなど、「女性への暴力」根絶に向けた取り組みが必要です。

また、生涯にわたって、心身ともに安全で、健康な暮らしを営むことは、すべての人に保障されている権利です。その権利を尊重・擁護するには、男女の生物学的性別（セックス）や妊娠・出産に対する正しい理解、自ら積極的に健康づくりに取り組む意識の醸成などが不可欠です。

男女の心と体の健康づくりについては、近年、リプロダクティブ・ヘルス/ライツと性差医療という2つの大きな取り組みが行われています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、「性と生殖の健康を人権としてとらえよう」という考え方をあらわす言葉です（13ページ参照）。性差医療は、男女の生物学的な違いを考慮した医療という意味で、国も「男女共同参画基本計画（第2次）」の中で、その知識の普及を掲げています（68ページ参照）。

目標Ⅱでは、男女が互いの人権を尊重する意識の啓発を積極的に推進し、ともに健やかに暮らせるよう、DVやセクシュアル・ハラスメントなどに関する相談体制の充実、互いの性を尊重する意識啓発や健康づくりなどの支援に努めます。

方針 1. 男女の人権尊重と擁護のための対策と体制の整備

方針 2. 互いの性の尊重を育む意識啓発の促進

方針 3. 生涯にわたる男女の健康支援の推進

◆「女子差別撤廃条約」前文（抜粋）

（前略）……また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女および社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会および家庭における男子の伝統的な役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、（中略）女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。（以下に条文が続く。96ページ参照）

目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスという考え方は、前述したとおり（9 ページ）、「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画（第2次）」、さらには「次世代育成支援対策推進法」により、国の政策としても取り組まれています。

「市民意識調査」をみると、浦安市においては、男性が仕事中心の生活スタイルになっている様子が顕著にうかがえます。その一方で、男性の育児参加を望む声が大きく、男性が参加できる子育てや介護に関する講座等の開催が求められています。また、市が推進すべき施策として、育児や介護への支援サービスの充実と職業に関する教育訓練や多様な働き方への支援について高い期待が寄せられています。ワーク・ライフ・バランスの推進は、女性の社会進出への道を開くだけでなく、男性が家庭における役割を担う環境を整えることにもつながります。

目標Ⅲでは、家庭・地域でも、職場でも、男女がともに対等なパートナーとして参画できるよう支援することに努めます。

- 方針 1. 家庭・地域生活における男女の共同参画と自立の促進
- 方針 2. 職場における男女平等の促進

目標Ⅳ 意思決定・政策立案過程への男女共同参画

「人間開発報告書」（国連開発計画・2005年）によると、日本はジェンダー開発指数（GDI：平均寿命、教育の水準、国民所得に関する男女格差をみる指数）は144カ国中14位と比較的高いのですが、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM：政治および経済活動への女性の参画の度合い）は80カ国中43位と、先進国の中で最も低くなっています。その要因としては、国会議員や審議会等の委員、職場における管理職などに占める女性の割合が低いことがあげられます。

男女共同参画社会の実現には、女性と男性が対等な立場で、あらゆる分野の意思決定・政策立案過程に参画することが大切です。しかし、社会的に責任のある立場に就くのは男性が優先であるとする社会通念や慣行がまだ根強く残っています。こうしたジェンダー（社会的性別）により、一方で女性には参画できる機会が限られていたり、教育機会が十分とはいえないなど

の状況がみられます。また、女性自身も責任ある立場に就くことに対して消極的になっている様子もうかがえます。

目標Ⅳでは、あらゆる分野における意思決定・政策立案過程へのポジティブ・アクションの推奨、女性のエンパワーメント支援等の施策により女性の参画を促すとともに、国際的な視野にたった男女共同参画の促進に努めます。

- 方針 1. 政策・方針決定への女性の参画の促進・拡大
- 方針 2. 地域活動への男女共同参画の推進
- 方針 3. 国際的視野にたった男女共同参画の促進

目標Ⅴ 推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、教育、労働、福祉、医療、環境など非常に広範囲な領域にわたっています。そのため、各領域を横断的にとらえて推進する体制の整備・強化が不可欠です。また、それぞれの取り組みにおいて、市職員の男女共同参画に対する意識啓発も重要です。さらには、行政だけでなく、市民、事業者もそれぞれの役割と責任を担うことによって、初めて男女共同参画社会の実現が可能となります。

目標Ⅴでは、今後さらに積極的に男女共同参画を促進していくため、プランの進行管理を強化し、市役所が男女共同参画のモデルとなるよう市職員の意識を高め、市職員が率先して施策に取り組むとともに、市民との連携・協力を進めるための協働ネットワークの構築に努めます。

- 方針 1. 男女共同参画社会の促進
- 方針 2. 庁内推進体制の強化
- 方針 3. 協働ネットワークの構築

◆ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）

女性が政治・経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指標。国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、男女の推定所得を用いて算出されています。

基本計画は、基本理念、目標、方針で構成されています。しかし、今回の改定では、目標、方針の変更により施策も変わることになりました。そこで、下記の体系図では、プランの内容をよりわかりやすくするため、施策までを含めてあらわしています。（詳細は50ページ参照）

(基本理念)

ひとひと女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす



